

## 令和6年度第1回 4機構公共工事入札監視委員会(臨時) 議事要録

日時:7月19日(金)10:00~11:30

場所:オンライン(zoom)

出席者(敬称略) : 竹内、溝内、鈴木

陪席者 : 情報システム研究機構、人間文化研究機構、自然科学研究機構

(高エネ機構事務局等:永野、横田、山本、宮本、瀬谷、倉田、清水、塚本、服部、板倉)

### 配付資料

資料1 中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業概要

資料2 事業契約書のスライド条項適用について

参考資料1 4機構公共工事入札監視委員会連絡会議設置要綱

参考資料2 4機構公共工事入札監視委員会の組織及び運営等に関する実施要項

参考資料3 4機構公共工事入札監視委員会の組織及び運営等に関する申し合わせ

参考資料4 「4機構公共工事入札監視委員会」委員委嘱名簿

議事に先立ち、委員長の選出があり、竹内委員が指名された。

### 議事

#### 1. 高エネ機構事務局からの説明

高エネルギー加速器研究機構が発注したPFI 事業における事業契約書のスライド条項適用に伴う請負代金額の変更について、高エネルギー加速器研究機構施設部整備管理課より資料1及び2に基づいて説明があった。

資料1:中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業概要

資料2:事業契約書のスライド条項適用について

#### 2. 委員からの質疑・意見及び高エネ機構からの回答

(竹内委員長)スライド適用して契約金額を増額するというのは当事者同士の話なのか、施設整備費が増額されるのか、文科省がどのようにかかわっているのか教えていただきたい。

(高エネ塚本)協議自体は事業者と高エネ機構間で行い、具体的は変更額の決定については当事者間の同意があればよい。文科省としては施設整備費の増額が出た場合、全額負担は出来ないが、増額分の5%以上10%未満を追加で拠出いただけることになった。

(竹内委員長) 今回の入札方式、入札に至った経緯を教えてください。

(高エネ塚本) 今回の事業は PFI 事業なので、一般工事のような仕様書を作成し入札により受注金額を決定する方式ではなく、事業者側の提案を重視し、価格プラス提案事項に対する評価内容を加味して事業者を選定する性能発注という方式である。

(竹内委員長) 複数社応札でしたか。

(高エネ塚本) 複数の事業者に声をかけたが、結果的には1社のみでした。

(鈴木委員) 資料2-2(スライド額調書)において、請負金額に対し出来高金額を引いたものが単純に残工事金額でないように見える。単純な引き算で成り立たない部分(工事費以外の部分)は外して考えているということか。

(高エネ塚本) 維持管理費などはスライド条項適用の対象ではないので外している。あくまで残工事は工事にかかる部分のみとしている。

(鈴木委員) 新しい金額を算出するとき、物価変動率とかを単純にかけて算出したものを新単価とする考えでよいか。

(高エネ塚本) その通りである。完了している分は除き、残った分に変動率をかけて算出している。

(鈴木委員) 資料9 ページの「6.積算時の単価について」の中で、変動における単価は基準日における単価となっている。令和5年12月に契約しており、積算の基準日は令和6年1月4日で設定しているが問題ないか。

(高エネ塚本) 令和6年1月4日時点で公表されている最新の単価(建設物価など)が令和5年11月のものだったので、そちらを採用している。<sup>※1</sup>

(溝内委員) p.8 に「スライド条項の要件として、予期できない特別の事情により、～を請求できる。」とあるが、一定割合の詳細を教えてください。

(高エネ塚本) 契約書上で一定割合は1000分の15と記載がある。

(溝内委員) 一般の契約書でも「予測することが出来ない特別な事情」というのはたまに入っている条項であるが、「予測することが出来ない特別な事業」とは戦争が起きるなど予想出来ないことによって物価が上昇したので金額を見直すこともあり得るというイメージで捉えられており、適用場面はかなり限られると思っている。国や行政機関の契約では今回のような増額の話はよくあることなのか。

(高エネ横田) 例えば国交省の工事の場合、契約期間の長い工事が多く、労務単価が毎年代わるので、労務単価の変更に伴い受注者からスライド条項適用を請求されたら要求に応じるというのが国の方針。最近だと1年で労務単価が5%上昇したこともある。国交省では毎年、スライド条項適用を行っているようである。

(溝内委員) 受注業者は向こう15年の物価上昇を想定したうえで見積を策定していると思われるので、二、三年後に簡単に金額が変わっていくというのはあまりない印象であるが、そういうわけでもないということか。

(高エネ横田)国交省だと以前からそのような対応が取られていた。文科省では、単年度工事が多く、意外と要求されることが少なかった。昨年度、文科省では10数件の物価スライド対応をしている。以前は各機関の負担でスライド適用の増額分に対応していたが、今年度初めて文科省において、当初の施設整備費から5%を超え10%までの範囲を補助金の増額という形で予算配分されることとなった。今後は同様のケースが増えてくると思われる。

(溝内委員)物価水準や賃金水準が一定割合を超えてUPしているのに対し、請負金額をUPするという約束事があればじっくりくるが、「予期することのできない特別な事業により」の部分に違和感がある。<sup>※2</sup>

(高エネ横田)スライド条項については、高エネルギー加速器研究機構工事請負契約基準の中で物価スライドに関する項目がある。国交省が作成したものを文科省や各機関が採用している。

(鈴木委員)インフレ自体は予期できたとしても具体的に単価を入れられるかどうかという点と難しい。東京医科歯科大学でも昨年度1件あり、近年増えている。

(竹内委員長)物価上昇の経過は気になる場所である。金額の妥当性の判断というのは非常に難しいところであるが、委員から上記のような意見が出たことを文科省側に伝えてほしい。

物価上昇についてある時点の指標の変動率を求めているが、2015年を百とした指標の変動率の変動率で計算されている点に疑問を呈している。また、出来高が5.5%は低すぎるように感じる。妥当性について特殊な事情があったのか説明をお願いしたい。

(高エネ塚本)一般的な建物を造る工事であれば2年ぐらいで出来高は通常50%程度になると思うが、今回は受変電設備の更新という設備機器の更新が主となる工事である。設備工事において、機器類は現地にて搬入・据付されることで出来高として計上される。令和5年12月の時点では、搬入前で更地の状態であったため、出来高は低くなっている。機器据付後であれば出来高が高くなるので、その前にスライド条項適用の対応をしたいと事業者から要望があった。<sup>※3</sup>

(竹内委員長)事業者側がいつ調達したのか、調達時点が非常に重要である。発注者側がスライドの比率が大きくなるという問題点があるのではないかと。出来形の算出について、事業者側が調達した物品であれば、それも出来高に含めて計算されるのが筋なのではないかと考えられる。

(高エネ塚本)事業者側から物価スライドの申し出を受けたのが令和5年9月であった。積算基準となる令和5年11月時点では現場への納入前であったため、実際に金額がどれくらい変わるかを判断するため、事業者側から見積を提出させた。物価指数を比較した際、令和5年11月の物価指数が9月の物価指数より大きくなっているため、事業者にも説明して9月の物価指数を採用した。あと、ご指摘通り出来高の確認を調達時点で行うべきであったと思いますが、9月に物価スライドの申し出があり、どの時点を基準にしたら良いか判断に迷ったため、9月を基準にさせていただいた。<sup>※3</sup>

(竹内委員長)工事の進捗と支出の比率がおかしいように思える。進捗率の低さについての補足ををお願いしたい。

(竹内委員長)物価スライドについて、契約では義務を与えているわけではなく、請求することが出来るということですね。拒否も出来るのですか。

(高エネ横田)事業者から申し出があった場合、昨年文科省に確認したら、申し出を拒否することは出来ないという回答を受けている。

(高エネ山本)今年度始めであったが、スライド適用については適切に対応するよう改めて文科省から通知があった。そのため、基本方針としては対応する。

(竹内委員長)出来高 5.3%は全体の数値で、これに残額をかけて算出しているのか。

(横田委員)出来たものについては、スライド適用しないので、残った金額に対して物価上昇分を査定する感じである。5.3%はあくまで出来高であり、残りの部分が対象となる。あくまで項目ごとに積み上げた全体出来高の数値なので合計ではない。

(竹内委員長)物価変動率と出来高、この二つの構成要素で増額金額が決まっているということですね。

(高エネ塚本)その通り。

(竹内委員長)2015 年を百としてそれぞれの基準日における指標を出して、その指標同士を割り算したのが採用された変動率で良いですね。

(高エネ塚本)その通り。他機関に倣って対応している。

(鈴木委員)内訳書の中で土木建築工事があるが、この部分の積算は土木工事の積算方法で算出されているのか。

(高エネ塚本)そもそも仕様発注でないため、事業者側にて土木の積算で算出されていると思うが、工事費も含めてまとめた金額で積算されている。

(鈴木委員)物価指数を計算する時に、例えば、生コンクリートだったら生コンクリートの材料費だけの上昇率ですか。

(高エネ塚本)それに近いと思います。大部分が材料だったことが一番の理由ですが、項目の中でいくらが工事費でいくらが資材費かを分けることが出来ないため、一律、資材費+工事費で算出している。電気工事の部分は明確に工事費と労務費を分けることが出来ている。

(高エネ横田)出来高等、質問の内容について整理してメールにてご報告するので、再度確認いただいてコメントをお願いしたい。

(竹内委員長)計算要素としての物価変動率のところ、「予期せざるを得ない状況」の定義、出来高の部分について、ご対応いただきたい。各委員でメールでの内容確認をお願いしたい。

### 3.委員会終了後の追加確認事項

#### ※1 積算基準日について

先日開催した委員会では積算基準日を令和 6 年 1 月 4 日と報告しました。改めて国土交通省が定める「全体スライド条項運用マニュアル」を確認したところ、基準日は受注者の請

求日が基本となることが明記されていまして。受注者からスライド条項適用の申し出を受けたのは令和5年9月11日でしたが、スライド協議請求日が令和5年12月22日でしたので、そこから14日以内となる令和6年1月4日が積算基準日となります。今回審議頂いたスライド条項適用に伴う請負金額の変更に関してですが、積算基準日を見直したことにより一部の出来高率及び出来高金額が変更となります。

変更額については、現在精査中です。

※2 予測出来ない特別な事情について

文科省契約情報室に確認したところ、『「予測出来ない特別な事情」とは海外での戦争及び動乱による物価変動を想定されている』とのことでした。

※3 現地搬入前の出来高計上について

先日の委員会での発言に誤りがありましたので、訂正いたします。

国土交通省が定める「全体スライド条項運用マニュアル」を確認したところ、「工場製作品については、工場での確認またはミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う」と記載ありました。

出来高数量等については、現在再確認中です。

以上